

や

ま

く

ら

通信

若者版

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

消費生活トラブル情報

注目！

令和2年1月15日
-第19号-

『無料体験』につられて...(エステ契約のトラブル)

1



ある日、Aさんが
フリーペーパー
を見ていると、
**「エステの無料体
験クーポン」見つ
けました。**

2



きれいなお肌を保つためには、**継続的に施術**してもらう
のがオススメですよ！

でも...、高いですよね？

3

今なら、クーポンをお持ちの方は
半年の体験コースが**通常30万円**
のところが**10万円**になりますよ。

それに、クレジット契約で分割払
いにしたら、**月々の支払額も少な
い**ですよ！

勢いに負けて、契約してしまったAさん...

4



契約書

家に帰って冷静に
なったAさんは、
高額な契約をして
しまったことを後悔
したのでした...

アドバイス

- エステは「無料体験」の後に継続契約を勧められる場合が多くあります。契約するまで帰りにくい雰囲気になっても、契約するつもりがなければ、きっぱりと断りましょう。
- 施術や契約内容の説明をしっかり聞いて、十分に理解した上で契約するか決めましょう。
- エステ(特定継続的役務提供)は、**クーリング・オフの対象※**です。契約書面を受け取った日から**8日間**は契約解除ができます。(クーリング・オフの手続きは、裏面に記載)
※対象となるエステ(特定継続的役務提供)の要件：契約期間が1か月を超え、かつ契約金額が5万円を超えるもの
- クーリング・オフの期間が過ぎても、契約を解除できる場合があります。また、中途解約はで
きますので、困ったときは、お近くの**消費生活センター**に相談してください。

山口県消費生活センター

〒753-8501 山口県山口市瀬戸町1番1号

TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)

FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間

[月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00

*日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間

[平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで)

*団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

豆知識

クーリング・オフってどうやるの？

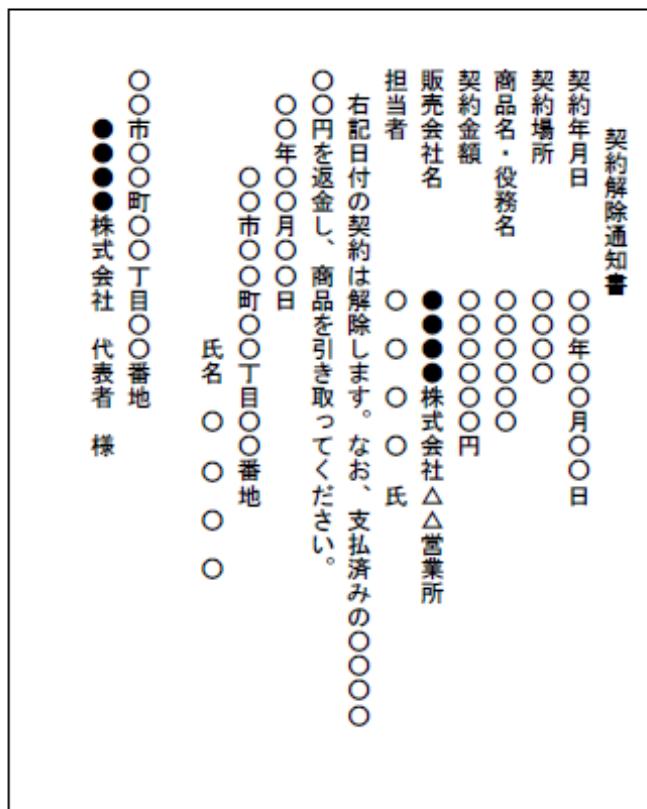
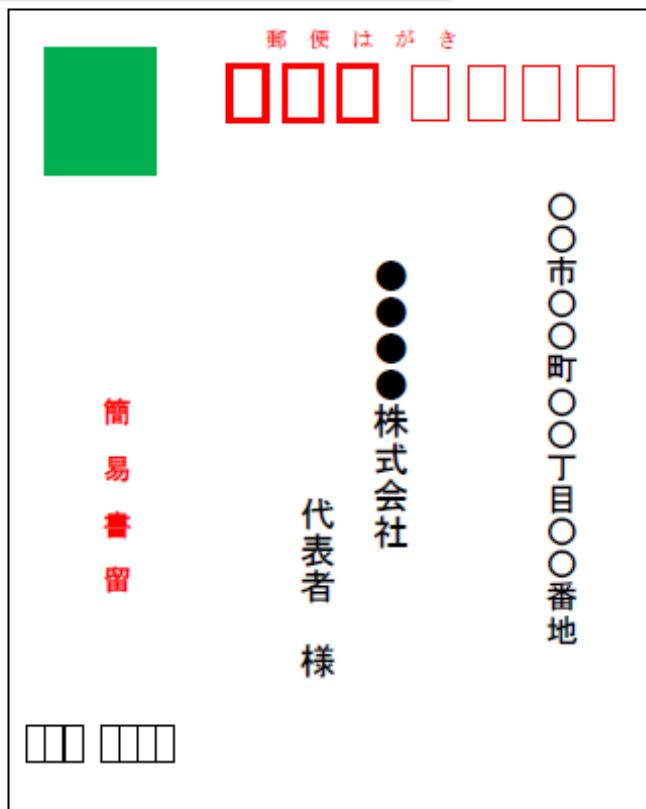
～断り切れず契約してしまったけど…解約したい。そんなあなたに～

クーリング・オフとは、消費者が訪問販売など特定の取引で契約したとき、一定の期間であれば、無条件で契約を解除できる制度です。

クーリング・オフ手続方法

- クーリング・オフは必ず「**はがき**」など**書面**に必要事項を書いて通知します。(記載例参考)
 - 通知は、**クーリング・オフができる期間内**にします。**消印の日付が期間内**であれば有効です。
 - クレジット契約をしている場合は、販売会社とクレジット会社の両方に同時に通知します。
 - はがきを書いたら、**はがきの両面をコピー**しましょう。
 - 「**簡易書留**」など発信の記録が残る方法で、郵便局から送り、受領証を受け取りましょう。
 - コピーと受領証は、手続きを行った証拠になります。一緒に保管しておきましょう。

書面の記載例



クリーニング・オフの効果

理由を問わず、一切の負担なく**無条件で契約を解除**することができます。すでに受け取った商品があれば販売業者に返品し、支払ったお金は全額返金してもらえます。

山口県 クーリング・オフ

検索

消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1 → ○郵便番号(7桁)入力
を押す

郵便番号が分からぬ

2 → ○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の 消費生活センターや相談窓口

山口県消費生活センターなど